

○岡山理科大学研究・社会連携機構総合機器センターにおける液体窒素供給に関する
申合せ

第1条(目的)

この申合せは、岡山理科大学の教育と研究に必要な液体窒素の円滑な供給について定めるものとする。

第2条(利用者)

1. 本学の教職員および学生であり、総合機器センター（以下、センターという。）が開催する液体窒素（他高圧ガス）取扱講習会を受講した者。
2. 総合機器センター長（以下、センター長という。）が認めた者。

第3条(小口利用)

1. 液体窒素を30リットル未満で利用する場合（以下、小口利用という。）は、小口利用者が、B7号館東隣の液体窒素供給所の100リットル容器から自らの責任で汲み出し、必要事項を備え付けの記録簿に記入すること。
2. 液体窒素供給所にて汲出しを行う場合は、必ず扉を全開にして2名以上で汲出しを行うこと。
3. 液体窒素（他高圧ガス）取扱講習会を受講後、初めて液体窒素供給所で汲出しを行う者は、センター職員や教員、以前に汲出し経験のある者のいずれか1名を必ず同伴の上で汲出しを行うこと。

第4条(大口利用)

1. 液体窒素を30リットル以上、利用する場合（以下、大口利用という。）は、供給希望日の5日前までにセンター担当職員に申込みこと。なお、取消は、遅くとも前日までにセンター担当職員に確実に連絡すること。
2. 容器への充填はセンター担当職員が行う。センター担当職員不在の場合は保安係員等（保安技術管理者、同代理者、保安係員及び同代理者）が行う。

第5条(利用時間)

1. 小口利用は、午前9時から午後5時までとする。
2. 大口利用者への供給は午前9時から午後4時までの間に行うこととする。
3. センター担当職員の勤務時間外および土・日・祝日の供給は行わない。
4. 長期休暇における大口利用は利用者が5日前までに休暇中の使用予定量をセンター職員に申し込み、休暇前に供給を行う。

第6条(供給不能時の措置)

1. 装置等の不備で供給に支障ある場合は、速やかにセンター担当職員より利用者に連絡する。

2. 他の理由により供給に支障のある場合、利用者の申出により100リットル容器で業者から購入を行うが、この場合の必要経費は利用者が負担するものとする。

第7条(供給価格の設定)

1. 利用者は液体窒素の使用量に応じて、別途定めた使用料を負担するものとする。なお、使用料は総合機器センター会議で審議し、研究・社会連携機構運営委員会で決定する。

2. 利用料金は毎月月末に集計し、定期的に利用者に請求する。

第8条(ユーザー責任者)

ユーザー責任者はセンター長が兼務し、事務手続きは総合機器センターが行う。

第9条(罰則)

この申合せに違反した利用者に対して、ユーザー責任者は違反の程度に応じて注意または、供給一時停止などの措置を講じることができる。

第10条(改廃)

この申合せの改廃は、研究・社会連携機構運営委員会の審議を経て学長が決定する。

附 則

この申合せは、平成29年10月3日から施行する。